

第一百六十四回国会  
衆議院

総

務 員 会 議 錄 第 十 号

平成十八年三月二日(木曜日)

午後三時四十分開議

出席委員  
委員長 中谷 元君

理事 佐藤 勉君 理事 葉梨 康弘君 理事 上野賢一郎君

理事 渡辺 周君 理事 奥野 信亮君 理事 木挽 司君

理事 実川 幸夫君 理事 田中 良生君 理事 永岡 桂子君

理事 福田 良彦君 理事 渡部 篤君 理事 逢坂 誠二君

上野賢一郎君 理事 奥野 信亮君 理事 木挽 司君

萩生田光一君 理事 谷 口 公一君 理事 谷 口 公一君

萩生田光一君 理事 谷 口 公一君 理事 谷 口 公一君

萩生田光一君 理事 谷 口 公一君 理事 谷 口 公一君

萩生田光一君 理事 谷 口 公一君 理事 谷 口 公一君

萩生田光一君 理事 谷 口 公一君 理事 谷 口 公一君

萩生田光一君 理事 谷 口 公一君 理事 谷 口 公一君

萩生田光一君 理事 谷 口 公一君 理事 谷 口 公一君

萩生田光一君 理事 谷 口 公一君 理事 谷 口 公一君

辞任 萩原 誠司君 上野賢一郎君

補欠選任

○中谷委員長 これより会議を開きます。  
 (内閣提出第二号)  
 地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件  
 (内閣提出第四号)  
 両案に対する質疑は、去る二月二十八日終了いたしております。  
 これまでに二月二十八日終了いたしてあります。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
 両案に対する質疑は、去る二月二十八日終了いたしてあります。  
 これまでに二月二十八日終了いたしてあります。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
 両案に対する質疑は、去る二月二十八日終了いたしてあります。  
 これまでに二月二十八日終了いたしてあります。

寺田 学君 横山 北斗君 同日 辞任 上野賢一郎君 萩原 誠司君 寺田 学君

寺田 学君 横山 北斗君 同日 辞任 上野賢一郎君 萩原 誠司君 寺田 学君

寺田 学君 横山 北斗君 同日 辞任 上野賢一郎君 萩原 誠司君 寺田 学君

寺田 学君 横山 北斗君 同日 辞任 上野賢一郎君 萩原 誠司君 寺田 学君

本日の会議に付した案件  
 参考人出頭要求に関する件  
 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出  
 第二号)  
 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣  
 提出第二号)  
 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正  
 する法律案(内閣提出、第百六十三回国会閣法  
 第九号)  
 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案  
 (内閣提出第二号)  
 地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に  
 関する件

これらの改正は、いずれも社会経済情勢の変化  
 等を踏まえた適切かつ妥当なものと認められます  
 が、特に、国から地方へ三兆円の税源移譲が実現  
 の地方分権を進める上において大きな前進である  
 と高く評価されているところであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案  
 は、地方財政の現状にかんがみ、平成十八年度分  
 の地方交付税について、総額を確保することなど  
 の特例を設けることとしております。また、地方  
 交付税の単位費用を改正するとともに、あわせて  
 児童手当の拡充に伴い児童手当特例交付金を  
 創設するほか、今後十年間における特例措置とし  
 て、退職手当の財源に充てるための地方債を発行  
 できることとすること等を内容とした、手がたく  
 妥当なものと認められるところであります。

特に、このうち、三位一体改革を着実に推進す  
 るためには国と地方の信頼関係が必要であること  
 を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な  
 地方税、地方交付税等の一般財源総額をきちんと  
 確保したことは、適切かつ妥当なものであると考  
 えています。

政府においては、今後とも、地方分権に向けた  
 改革に終わりはない、そういう認識のもと、平成  
 十八年度までの改革の成果を踏まえつつ、引き続  
 き地方分権を推進し、真に地方の自立と責任を確  
 立するための取り組みを粘り強く行い、地方税財  
 源をさらに充実強化することを強く要請いたします。

以上のようない由により、二案に賛成の意を表  
 すものであります。

なお、地方公共団体は新年度が始まる前に一日  
 も早くこれら関係法律の成立を要望しております  
 ことを申し添えまして、政府提出の二案に対する  
 私の賛成討論を終わります。ありがとうございます。  
 (拍手)

○中谷委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋(要)委員 私は、民主党・無所属クラブを  
 代表し、地方税法等の一部を改正する法律案、地  
 方交付税法等の一部を改正する法律案、平成十八  
 年度地方財政計画について、反対の立場より討論  
 をいたします。

以下、反対理由を申し述べます。

議題となりました二法案と地財計画は、小泉政  
 権が進めてきたいわゆる三位一体改革と密接不可  
 分の関係にあります。そのため、その三位一体改革は、地  
 方の自主性を高めるという視点から極めて不十分  
 なものとなっています。

例えば、地方税法改正案では、所得税から個人  
 住民税へ約三兆円を税源移譲するとしています。  
 しかし、税源移譲の前提となる国庫補助負担金改  
 革は、補助金の国の負担率を引き下げるという手  
 法や交付金化を多用し、中央が地方を縛る権限に  
 つとし、政府は財政調整制度の抜本的改革を議論

せずに来ました。その結果、今回の地方交付税法改正案では、税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に一〇〇%算入するという当面の措置を導入するにとどまりました。これでは、将来的な財政格差拡大の懸念は消えず、自治体の円滑な運営計画策定に問題を残しています。

ほかにも看過できない問題があります。

中でも、今回の地方税法改正案で廃止しようとしている定率減税は、七年前の導入時に、所得課税のあり方について抜本的な見直しが行われるものであります。にもかかわらず、抜本的な見直しがないままに定率減税を廃止するということは、法律違反のそしりをも免れません。

私の討論を終わります。（拍手）

○中谷委員長 次に、吉井英勝君。  
○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案に反対の討論を行います。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案についてです。反対の第一の理由は、定率減税の廃止を盛り込んでいます。定率減税の廃止によりサラリーマンは大増税となりますが、これは、サラリーマン増税はしないとした与党みずからの大選挙公約に違反するものであります。この間、労働者の給与所得は毎年減り続けています。そこへサラリーマン直撃の増税をかけるなど、断じて許せません。

第二に、固定資産税の負担調整措置の見直しです。全国的には土地評価額が下がり続けているときに、これまでの二倍以上の連続的増税を強いるものであります。都市計画税の増税とあわせて、地代、家賃の引き上げに連動するものであるからであります。

第三に、担税力のある大企業への優遇措置が温存、延長されていることです。PFI事業者、大手電気通信事業者などへの固定資産税の優遇措置の延長など、この間大きな利益を上げている担税力のある大企業中心の優遇措置の延長であり、容認できません。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案についての反対理由です。

この間、三位一体改革の名のもとに、地方交付税の削減に次ぐ削減が行われ、三年間で五兆一千二百二十四億円という巨額なものに上っています。二〇〇六年度には一兆三千六千五百億円の削減、その背景には二万人を超える定員削減計画があります。児童福祉司、建築主事を中心とした人員配置が充足されていない中で、これ以上の削減は、サービスの低下ばかりか住民の安心、安全が保障されない事態を引き起こすことは必至であります。

第二に、地方財政が毎年巨額の財源不足を生じていてもかかわらず、国の財源保障責任を放棄する折半方式を継続し、地方自治体に赤字地方債の増発を強要するなど、地方交付税法六条の三第二項の規定に反する事態を依然として続いていることであります。

第三に、国の政策誘導に地方交付税を使うことについてです。事業費補正の教訓を学ぶことなく、新たに、行革の実績に応じて交付税の配分を厚くするという方式がとられようとしています。これは地方交付税を使って国が自治体をコントロールしようとするものであり、地方自治の本旨の実現、地方団体の独立性の強化を定めた法の趣旨に反することは明らかです。

なお、三位一体改革の中で、本来国が責任を持つべき経費である補助負担金まで補助率を引き下げて地方へ負担を押しつけていることは、国の責任放棄であることを申し添え、反対討論を終わります。

○中谷委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に対

する討論を行います。

反対の第一の理由は、鳴り物入りの三位一体改革が、結局、地方は五・一兆円の交付税等カットを初めとする負担の転嫁拡大に終わり、また、児童手当や義務教育国庫負担金の負担率引き下げ、公共事業関係補助金の交付金への衣がえのよう、量的にも質的にも自主性、主体性を高めるものではなかつたということです。公共事業に切り込むことなく、保育所や就学援助といった子供や福祉、住宅などの分野が補助金改革の対象となつた点も問題です。

第二の理由は、三兆円の税源移譲が個人住民税の一〇%比例税率化で行われることの問題です。個人住民税のフラット化は、課税自主権発揮の困難性、所得比例負担とサービスからの受益に応じた負担の関係性、住民税の応能性、所得再分配機能の喪失、例えば千代田区が二十億円の減収になるなど、人口と所得層の地域偏在に伴う問題がある上、低所得者層の特例の今後の扱いも不安が残ります。

第三の理由は、これだけ所得や資産の格差が拡大し、二極分化が広がる中で、高額所得者や法人課税を見直しせずに定率減税のみ全廃するのは、不公平税制のきわみである点です。減税された法人課税が〇七年度以降は本則とされてしまふことも大きな問題です。

第四の理由は、地方財政計画が、職員数の削減や給与構造改革、福祉などの一般行政経費の抑制、投資的経費の減額によって五年連続のマイナスになり、地域の福祉や教育の財政的裏づけが縮小する一方である点です。

第五の理由は、用途が自由な一般財源であり地方共有の固有財源である交付税の質的悪化です。後年度地方交付税で措置すると言っていた臨時財政対策債の元利償還分について、改めて臨時財政対策債の発行で対応するなど、タコの足食い状態が常態化し、拡大しています。また、行革努力

関係費の民間委託推進の特記のように、交付税を行います。

以上、反対の理由を申し上げ、最後に、自治体と住民の自己決定権の保障に向け、未完の改革とされた地方税財政の真の改革の実現を図ることを求めて、討論を終ります。

○中谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

以上、反対の理由を申し上げ、最後に、自治体と住民の自己決定権の保障に向け、未完の改革とされた地方税財政の真の改革の実現を図ることを求めて、討論を終ります。

○中谷委員長 これより両案について順次採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○中谷委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中谷委員長 「賛成者起立」

○中谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○中谷委員長 「賛成者起立」

○中谷委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中谷委員長 「賛成者起立」

○中谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○中谷委員長 「賛成者起立」

○中谷委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中谷委員長 「賛成者起立」

○中谷委員長 この際、ただいま議決いたしました両法律案中、地方税法等の一部を改正する法律案に對し、谷公一君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。後藤麻君。

○後藤(音)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

○中谷委員長 地方税法等の一部を改正する法律案に対

する附帯決議(案)

政府は、地方自治体への税源移譲こそが地方財政の自立に向けた改革の基本であることにかんがみ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点に立って、三兆円の税源移譲に終わることなく、今後もなお一層、国と地方の税源分配の在り方を抜本的に見直すことにより地方税源の充実強化に努め、もつて、方が自らの判断と自らの財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行える個性豊かで活力に満ちた地方主権型社会への転換を図ることについて十分配慮すべきである。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
採決いたします。

○中谷委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○竹中國務大臣 この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹中 総務大臣。この際、総務大臣から発言を求められておりましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○中谷委員長 お諮りいたします。  
ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中谷委員長 次に、地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、谷公一君外四名から、自由民主党、民

主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び国民新党・日本・無所属の会の五会派共

同提案による地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件について決議すべしとの動議が提出されています。

提出者から趣旨の説明を求めます。谷口 隆義君。

○谷口(隆)委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

○中谷委員長 地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件(案)

真の地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

一 地方分権推進のための地方税財政改革につけては、平成十八年度までの改革に引き続

き、平成十九年度以降もなお一層の推進を図

り、地方公共団体の歳入・歳出両面における

自由度を高め、権限と責任の大額な拡充を図

るため、具体的な方針を早急に策定するこ

と。

また、その策定に当たっては、引き続き地

方の参画の機会を保障し、拡充するとともに、今後の改革の推進に当たっては、地方の

総意を真摯に踏まえ、地域の実情を十分反映

したものとするよう、最大限の配慮を払うこと。

二 平成十八年度末において二百四兆円に上る

と見込まれる巨額の借入金が地方公共団体の

財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にかんがみ、地方財政の一般財源

を充実強化し、地方財政の健全化を進めるとともに、累積する臨時財政対策債の元利償還

については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう万全の財源措置を講ずること。

三 地方交付税については、地方公共団体の自

主的・自立的な行財政運営に充てられる固有の財源であることいかんがみ、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよ

う、平成十九年度以降も引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な所要額の確保を図ること。

また、税源移譲に伴い生じる地方公共団体への影響に配慮するとともに、財源の中長期的な安定確保を図る見地から抜本的な方策を講ずること。

四 国庫補助負担金の廃止・縮減の検討に当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、単なる地方への負担転嫁とならないよう、真に地方の自主性の拡大につながるものとなるよう積極的に取り組むとともに、その内容・規模等を考慮して、引き続き必要な一般財源の確保を図ること。

右決議する。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○中谷委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○竹中國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中谷委員長 お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中谷委員長 起立総員。よって、本動議のとおり地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

○竹中國務大臣 この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹中 総務大臣。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○中谷委員長 起立総員。よって、本動議のとおり地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

○竹中國務大臣 ただいま御決議のありました事

項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○中谷委員長 お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中谷委員長 起立総員。よって、本動議のとおり地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

○竹中國務大臣 ただいま御決議のありました事

項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○中谷委員長 お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中谷委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中谷委員長 お諮りいたします。

本法律案は、独立行政法人情報通信研究機構を、より自主性、自律性の高い業務・組織運営が確保される特定独立行政法人以外の独立行政法

人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするほか、所要の規定を整備するものであります。以上が、この法律案の提案理由及びその概要でございます。

ることをお願いいたします。

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。  
次回は、公報をもってお知らせすることとし  
本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

第一項に改め、同条を第二十五条とし、第五章中  
同条の前に次の一条を加える。  
第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏  
らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は

(役員及び職員の地位)  
第十三条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

んことをお願いいたします。  
引き続き、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要と印税用由（上）がます。

の概要を御説明申し上げます。国は消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐこと

ととする等の必要があります。  
次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人消防研究所は、この法律の施行のときにおいて解散するものとし、その資産及び債務は、そのときにおいて国が承継し、一般会計に帰属するものとするほか、解散に伴う所要の規定の整備を行うこととしておりま

以上とござります。

○中谷委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○中谷委員長　この際、参考人出頭要求に関する  
件につき、こちら答ります。こりまー。

件についてお詫びいたします  
情報通信及び電波に関する件の調査に関して、情報  
報、通信及び放送のあり方について、来る十日金曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、  
本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

---

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改  
正する法律案

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を  
改正する法律

独立行政法人情報通信研究機関法(平成十一年  
法律第百六十二号)の一部を次のようにより改定する。  
目次次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条～第八条)

第二章 役員及び職員(第九条～第十三条)

第三章 業務等(第十四条～第二十条)

第四章 雜則(第二十一条～第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条～第二十六条)

附則

第四条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」  
に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条第二項中「第十五条第一号」を「第十六条  
第一号」に、「又は第十七条第一項」を「又は第十八  
条第一項」に、「第十七条第一項」を「同項」に改  
め、同条第三項中「第十五条第一号」を「第十六条  
第一号」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一  
項」に改め、同条第四項中「第十七条第一項」を「第  
十八条第一項」に改め、同条を「第六条」とし、第八  
条を第七条とする。

第九条中「第二十条第二項各号」を「第二十一  
条第二項各号」に改め、同条を第八条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改  
め、同条を第二十六条とする。

第二十三条中「第十九条第一項」を「第二十条第  
一条」に改め、同条を第二十六条とする。

第一項に改め、同条を第二十五条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条第一項第一号中「第十三条第二項第六号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同項第七号から第五号までの規定中「第十三条第二項第七号」を「第十四条第二項第一号」に改め、同項第六号中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同項第七号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同項第七号に改め、同条を第二十二条とし、第二十一条を第二十二条とする。

第三章中第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第十三条第一項第九号」を「第十四条第一項第九号並びに」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第三項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一号中「第十三条第二項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改め、同条第一号及び第三号中「第十三条第一項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第三項中「刑法(明治四十年法律第四十五号)」を「刑法」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第二章中第十条を第九条とし、第十一条を第十二条とし、職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(秘密保持義務)

(役員及び職員の地位)  
第十三条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。  
附則第九条第一項中「第十三条」を「第十四条」に、「放送法第二条第二号の五」を「同法第二条第二号の五」に改め、「衛星放送」の下に「(テレビジョン放送であつて、放送衛星(同法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。)の無線局により行われるもの)を加え、「(テレビジョン放送であつて、放送衛星(放送法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。)の無線局により行われるもの)をいう。」を削り、同条第二項から第六項までの規定中「第十三条」を「第十四条」に改める。  
附則第十四条第一項中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項第五号」を「第十四条第二項第五号」に改める。  
附則第十六条中「第七条第二項」を「第六条第二項」に、「第十七条第一項に」を「第十八条第一項に」に、「第十四条第一項中」を「第十五条第一項中」に、「第十五条第二号並びに第二十二条第一項第一号及び第六号」を「第十六条第二号並びに第二十二条第一項第一号及び第六号」に、「第十六条第二项第一号」を「第十七条第一項に」、「第十三条に」を「第十九条第一項及び第二十三条」を「第二十条第一項及び第二十二条第一項第七号中「第十四条」に、「第十二条第一項第一号」を「第十八条第一項中」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条第一項及び第二十三条」を「第二十二条第一項第七号中「第十四条」に、「第十二条第一項第一号」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に改める。

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

## (職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に従前の独立行政法人情報通信研究機構(以下「従前の機構」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第一項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により機構の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日に従前の機構の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いた在職期間を機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員となるものとする。この場合において、当該機構の職員としての在職期間を手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を

同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、施行日の前日に従前の機構の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた機構の職員となつた者のうち施行日から雇用業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで従前の機構の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定によるものとする。

5 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

6 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

7 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

8 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

9 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

10 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

11 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

12 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

13 機構の職員として在職したものとしたものを退職手当の支給を受けることができるものに対する

ことは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

4 (不当労働行為の申立て等についての経過措置)この法律の施行前に特労法第十八条の規定に基づき従前の機構がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例によること。

5 第七条 この法律の施行前に中央労働委員会に係る労働組合となつたものについては、なお従前の例によること。

6 第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

7 第九条 国家公務員共済組合法の一部改正

8 第十条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一一年法律第二百六十二号)

9 第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

10 第十二条 別表第三中「第十三条第一項第一号から第七号まで」を「第十四条第一項第一号から第七号ま

## で」に改める。

情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人情報通信研究機構を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

11 第一条の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

12 第二項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

13 第三項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

14 第四項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

15 第五項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

16 第六項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

17 第七項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

18 第八項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

19 第九項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

20 第十項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

21 第十一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

22 第十二項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

23 第十三項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

24 第十四項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

25 第十五項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

26 第十六項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

27 第十七項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

28 第十八項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

29 第十九項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

30 第二十項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

2 独立行政法人消防研究所法(平成十一年法律  
第一百六十三号)は、廃止する。

(職員の引継ぎ)

この法律の施行の際現に研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、消防庁の相当の職員となるものとする。

(独立行政法人消防研究所法の廃止に伴う経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防法の一一部改正)

5 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項及び第二十二条の四第一項中「又は第四項」を削る。

第二十二条の十一第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

給務大臣は前項の規定により試験又は個別検定を行う場合は、あらかじめ、当該試験又は個別検定を行う検定対象機械器具等の種類及び当該試験又は個別検定を行う期間を公示しなければならない。

第二十二条の十一第三項中「第三項の規定は第二十二条の九の規定は第一項に、「第二十二条の九の規定は同項に、「同項前段」を「同項」に改め、同条第四項を削る。

第二十二条の十二中「又は第四項」を削る。

第二十二条の十五第一項中「第二十二条の十第一項前段」を「第二十二条の十一第一項」に、「若しくは個別検定又は同項後段の規定により研究所の行う試験若しくは個別検定」を「又は個別検定」に改め、同条第二項中「、研究所の行う試験又は個別検定に係るものについては研究所の」を削る。

第二十二条の十六中「協会」を「協会又は」に改め、「又は研究所」を削る。

第三十五条の三の三から第三十五条の三の五

まで及び第四十三条の六を削る。

第四十四条第二号中「、第三十五条の三の二第二項又は第三十五条の三の二第二項」に改め、同条第三号中「又は第四項」を削る。

第三十五条の三の二第二項」に改め、同条第三号中「又は第四項」を削る。

第四十六条の四を削り、第四十六条の五を第四十六条の四とし、第四十六条の六を第四十六条の五とする。

国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成十八年三月十三日印刷

平成十八年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F